令和4年度 第2回 川崎市地域医療審議会 保健部会 次第

日時:令和4年7月7日(木)19時~

場所:ソリッドスクエア東館10階会議室

1 開 会

2 議事

(1) 川崎市におけるアレルギー疾患対策の取組状況について

ア概況

イ 各論

- ①保育園関係
- ②学校関係
- ③災害関係
- ④健康づくり関係
- ⑤医療提供体制
- (2) 第1回地域医療審議会保健部会における主な意見について
- (3) 答申の骨子(案)について
- (4) その他

3 閉 会

【配布資料】

資料1	川崎市におけるアレルギー疾患対策の取組状況について
資料 2	保育園関係資料
資料3	学校関係資料
資料4	災害関係資料
資料5	アレルギー疾患医療における連携イメージ
資料6	県指定6病院へのアレルギー疾患対策に関するアンケート結果
資料7	第1回地域医療審議会保健部会における主な意見について
資料8	「アレルギー疾患対策の方向性」の答申骨子(案)について
参考資料1	アレルギー疾患対策基本法
参考資料2	アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針 新旧対照表
参考資料3	川崎市地域医療審議会専門部会委員名簿

※参考資料1~3については第1回保健部会と同様のため添付省略

川崎市におけるアレルギー疾患対策の取組状況について

対象年齢 取組名称 □

※当該事業については環境再生 保全機構の助成金により実施

就学児以降 未就学児 20歳以上 小学生 中学生以降 相談等 1 育児相談(各区毎月1回) 1 1歳6か月 新生児訪問 2 離乳食教室 1 3歳児健診 児健診 1 スクリーニング※ 1 リスク児保健・栄養指導※ 3 禁煙相談 4 アレルギー相談※(各区毎月1回) 5 呼吸器健康相談※(年20回) 6 アレルギー予防講演会※(年1回) 講演·研修 7 ぜん息児健康回復教室※(各区年1回) 8 呼吸器疾患予防講演会※(各区年1回) 9 気管支ぜん息知識普及講演会(一般対象)※(年3回) 11 食物アレルギー研修会(年1回) 10 保育士キャリアアップ研修(食育・アレルギー)(年4回) 12 気管支ぜん息知識普及講演会(専門職対象)※(年7回) | 13 ぜん息児運動教室※(年6回) 14 呼吸機能訓練教室※(年13回) 対応・その他 15 ぜん息児キャンプ※(年1回) 16 公立保育所食物アレルギー対応 │17 アレルギー疾患を有する児童生徒への対応 18 小児ぜん息患者医療費支給事業 19 成人ぜん息患者医療費助成制度 20-21 避難所運営(地震災害対策編)・備蓄 22:23 受動喫煙防止対策:食品安全推進事業 24 健康リビング推進事業 25 大気や水などの環境保全(大気・水環境計画)

43.34									
分類		事業名		対象		内容	参加者数•規模等	所管部署	
相談等	1	(1歳6か月児	指導、健		の他の	康の保持及び増進を図るため、母性並びに乳児及び幼児に対する保健 り措置を講じるもの。1歳6か月児健診、3歳6か月児健診でのスクリーニ 業に繋げている。	令和3年度参加者数 1歳6か月児健診:12,210人 3歳6か月児健診:12,340人	こども未来局こども支援部こど も保健福祉課	
			になるこ			生活について理解し、家族全体で望ましい食生活を送ることができるよう 近地域支援課において開催。食物アレルギーに関する正しい知識につい	R3年度 開催回数212回、参加数2262組	健康福祉局保 健医療政策部 健康増進担当	
	3	喫煙相談·普 及啓発	•母子手	帳交付時や新生	児訪問	談を実施。希望される方には、3か月の個別健康教育を実施。 引時に喫煙健康被害の普及啓発チラシ配布。 引別健康教育を実施。	R3年度 ・個別禁煙相談(1回のみ)21名 個別禁煙相談(3か月指導)0名	健康福祉局保健医療政策部健康増進担当	
		アレルギー相談事業	3歳児半	検診に参加した 主住の妊産婦及び	視子、	アレルギー素因保有者を区地域みまもり支援センターの乳幼児健診でスクリーニングし、素因保有者に対し、問診・診察等の適切な指導を実施することにより、アレルギー疾患に対する不安などを和らげるとともに、疾病の発症を予防することを目的とした事業。	51人参加	健康福祉局保健医療政策部環境保健担当	
		呼吸器健康相 談事業		ん、息切れなどの で悩みがある市民		呼吸器疾患の予防に寄与する事業を行うことにより、広く市民の健康の確保を図ることを目的とした事業。 (委託先:川崎・横浜公害保健センター)	18回実施 49人参加	健康福祉局保健医療政策部環境保健担当	
講演会	6	アレルギー予防講演会	ルギーに 児(0~5	方や妊娠中の方と	乳幼 \る保	アレルギー疾患についての知識普及を図る講演会を実施。 日時 令和4年2月7日 内容 食物アレルギーと乳幼児の食事の進め方 講師 林 典子(十文字学園女子大学人間生活学部健康栄養学科准教 授) 会場 オンライン(Zoom利用)による開催	18組参加	健康福祉局保 健医療政策部 環境保健担当	

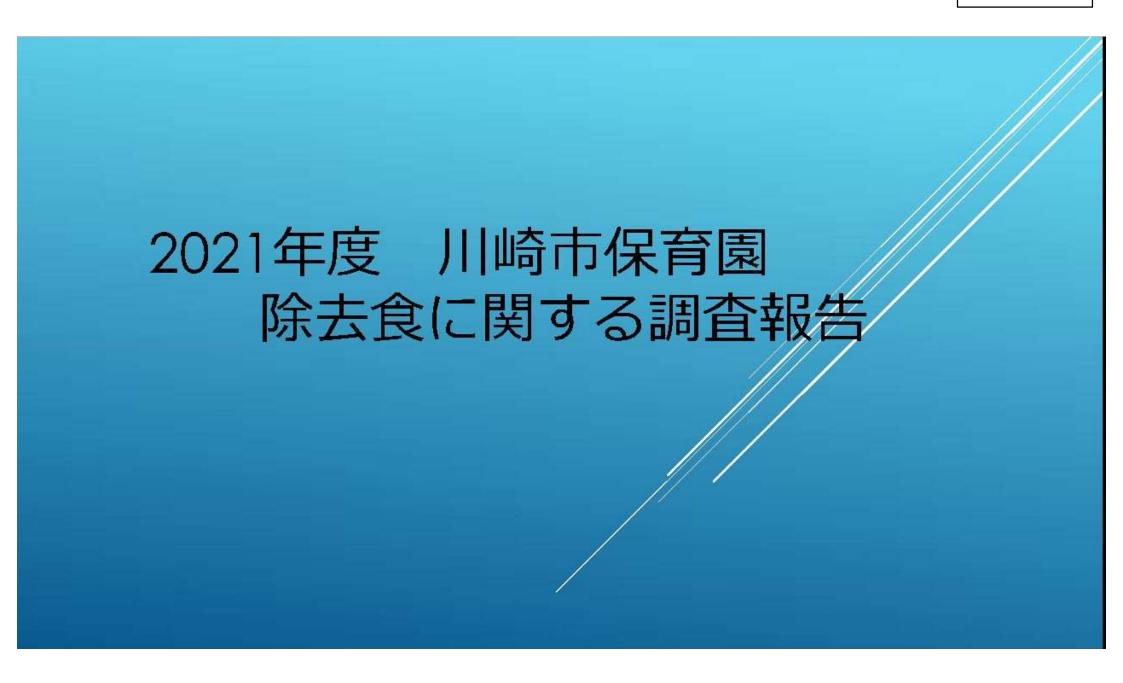
分類	事業名対象				内容	参加者数•規模等	所管部署	
刀規	7				小児ぜん息について正しい知識を得るとともに、呼吸法等の技術を習得			
		でん忌児健康回復教室	小児セル忌思名	及いての家族	することにより、生活を見直し、日常生活の工夫や鍛錬等を継続することで健康の回復・増進を図るための事業。	ルス感染症拡大の影響により4 区で中止)		
					日時 令和3年10月28日 内容 子どものアレルギー 〜アトピー性皮膚炎、食物アレルギーぜん 息を中心に〜 講師 檜垣 博嗣(みなみ野こどもクリニック医師) 会場 高津区役所	保護者 7人 こども 7人	健康福祉局保 健医療政策部 環境保健担当	
						保護者 7人 こども 4人	健康福祉局保 健医療政策部 環境保健担当	
						保護者 10人 こども 10人	健康福祉局保 健医療政策部 環境保健担当	
		呼吸器疾患予 防講演会	小中高校生		中学生として将来健康的な生活を送るために喫煙の害について知り、 ゲートウェイドラッグの認識を高め自らの行動に責任を持ち、喫煙を選ば ない行動が選択できる生徒の育成を図ることを目的とした事業。 日時 令和3年10月4日 内容 たばこの害と喫煙を選ばない行動について 講師 宮崎 恭一(日本禁煙学会理事) 会場 有馬中学校	中学生 269人	健康福祉局保 健医療政策部 環境保健担当	
			患を持つ子どもス	及びその保護	専門医等によるぜん息等アレルギーの発症予防や健康の回復にかかわる講演会を開催し、知識の普及と意識の向上を図ることを目的とした事業。 日時 令和3年12月19日 内容 ぜん息に負けない体づくり~呼吸が楽になるセルフケアを学びましょう~ 講師 千住 秀明(複十字病院呼吸ケアリハビリセンター部長) 会場 オンライン(Zoom利用)による開催		健康福祉局保健医療政策部環境保健担当	

·類		事業名	対象	内容	参加者数•規模等	所管部署	
1		川崎市保育士 等キャリアアッ プ研修一覧 【前期】 食 育・アレル	(1) 川崎市内に所在する認可 保育所、幼保連携型認定こど も園、地域型保育事業、及び 企業主導型保育事業に勤務す る方	日時 令和3年7月14日 内容 栄養に関する基礎知識 講師 堤 ちはる(相模女子大学栄養科学部健康栄養学科教授) 会場 受講者の所属する施設でのWEB研修視聴受講	参加者 188人		
		ギー	(2) 乳児保育、幼児教育、障害児保育、食育・アレルギー対応、保健衛生・安全対策、保護者支援・子育て支援の各専門分野においてリーダー的な役割副(主任保育士、専門リー	日時 令和3年7月28日 内容 食育計画の作成と活用 講師 倉田 新(城西国際大学福祉総合学部福祉総合学科教授) 会場 受講者の所属する施設でのWEB研修視聴受講	参加者 188人		
			ダー、職務分野別リーダー)を担う方、又は担うことが見込まれる方(3)(2)の分野におけるリーダー的な役割を担う者としての経験があり、主任保育士の下でミドルリーダーの役割を担う	日時 令和3年8月3日 内容 アレルギー疾患の理解 講師 林 典子(十文字学園女子大学人間生活学部健康栄養学科准教 授) 会場 受講者の所属する施設でのWEB研修視聴受講	参加者 188人	こども未来局保 育事業部運営 管理課	
			方、または該当役割を担うこと が見込まれる方	日時 令和3年8月18日 内容 保育所における食事の提供ガイドライン 講師 堤 ちはる(相模女子大学栄養科学部健康栄養学科教授) 会場 受講者の所属する施設でのWEB研修視聴受講	参加者 188人		
				日時 令和3年8月26日 内容 保育所におけるアレルギー対応ガイドライン 講師 林 典子(十文字学園女子大学人間生活学部健康栄養学科准教 授) 会場 受講者の所属する施設でのWEB研修視聴受講	参加者 188人		
1		令和3年度食物アレルギー研修会	市立学校全校種教職員、教育委員会事務局関係者	日時 令和3年8月6日 講師 今井 孝成(昭和大学医学部小児科学講座教授) 内容 学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドラインに基づく対応 について 会場 オンライン(Zoom利用)による開催	参加者 418人	教育委員会事 務局学校教育 部健康教育課 健康給食推進 室	
			市立学校及び学校給食センターの栄養教諭・学校栄養職員等	日時 令和3年8月31日 内容 食物アレルギー対応決定通知書について、アレルギー対応資料 の作成等について、事例検討(グループ討議) 会場 オンライン(Zoom利用)による開催	参加者 81人	教育委員会事 務局健康給食 推進室	

八平五		古光力	人		全有之类 扫描 答	=r 45 +7 =
分類		事業名	対象	内容	参加者数•規模等	所管部署
	12	知識普及講演会(専門職対象)	児と接する機会のある専門職	日時 令和4年1月12日 内容 アレルギーは予防できる?!小児アレルギー疾患の最新知識 講師 福家 辰樹(国立研究開発法人国立成育医療研究センターアレル ギーセンター総合アレルギー科医長) 会場 オンライン(Zoom利用)による開催	参加者 36人	健康福祉局保健医療政策部環境保健担当
			市内の医療機関に勤務する医師または開業医、市内薬局の薬剤師、その他医療従事者等	内容 ぜん息・COPDの診断から新薬治療まで~『喘息予防・管理ガイド	参加者 28人	健康福祉局保健医療政策部環境保健担当
			市内保育関係施設職員	日時 令和4年1月20日(集合研修) 令和4年1月21日~1月27日(オンラインによる動画配信期間) 内容 アレルギーとエピペンの理解と対応 講師 金子 光延(川崎市医師会保育園医部会長) 会場 ハイブリッドによる開催	参加者 179人	こども未来局保 育事業部運営 管理課
対応・その他	13	教室	市内在住の小学校1年生から 6年生までの気管支ぜん息等 の罹患患者及びその保護者	呼吸訓練及び体力強化を目指すこと、さらに療養上有効となるよう保健 指導を実施することを目的とした事業。 全6回(5/31、6/7、6/14、6/28、7/5、7/10)。 7/10は市スポーツパートナー(富士通レッドウェーブ)とのイベント開催	募集人員 60人 新型コロナウイルス感染症拡大 の影響により中止	健康福祉局保健医療政策部環境保健担当
	14	教室事業	公害健康被害被認定者及びC OPD等の呼吸器疾患に罹患 している者	や呼吸指導等の訓練を実施することにより、病状の改善と健康の回復、 増進を図るため実施している事業。 (委託先:川崎・横浜公害保健センター)	年11回実施(緊急事態宣言発 令のため1回中止) 参加人員 164人 新型コロナウイルス感染症拡大 の影響により、定員を会場の半 分に設定して実施	健康福祉局保健医療政策部環境保健担当
	15	ンプ	気管支ぜん息等に罹患している市内在住の小学校3年生から6年生及びその保護者	緑が多く、空気がより清浄な環境の中で、同じ病気を抱える仲間とともに、保健指導、スポーツ等の様々な行事を通じて、参加者の健康の回復・増進に寄与することを目的とした事業。日帰り(6/27)+1泊2日(7/29~7/30)のイベント	募集人員 30組 新型コロナウイルス感染症拡大 の影響により中止	健康福祉局保 健医療政策部 環境保健担当

	事業名	対象	内容	参加者数•規模等	所管部署
16	公立保育所食	食物アレルギーを有する子ども	に対して、主治医の診断及び指示に基づいた食物除去を行いながら、適子どもの最善の利益を考慮するための基本原則として策定され、運用。	夕加·日外 为此大寸	こども未来局子育て推進部
17		常の取組と事故防止」、「緊急時	応の3つの柱(「アレルギー疾患の理解と正確な情報の把握・共有」、「日 Fの対応」)に基づき具体的な対応などを示したマニュアルにより対応。		教育委員会事 務局学校教育 部健康教育課 健康給食推進 室
18		の者にあっては6月)以上住所 を有する年齢20歳未満の者	医療保険各法の規定により小児ぜん息に係る医療に関する給付が行われた場合における医療のうち、当該法令の規定によって世帯主・組合員・被保険者が負担すべき額を助成する。 入院・通院の保険適用の医療費自己負担額(小児ぜん息に係る医療)食事療養標準負担額は、助成対象外	受給者 3,566人(令和4年3月末時点)	こども未来局こ ども支援部こど も家庭課
19		(2) 現在までに川崎市内に引き 続き1年以上お住まいであること。	気管支ぜん息の医療を受けた場合の保険診療に係る医療費について、その医療費の1割を受給者が負担し、残りの自己負担分を助成する。ただし、家族療養附加金、高額療養費など、後日健康保険組合等から給付がある場合は、その額を差し引いて支給する。一部の検査や画像診断、在宅で受ける医療などの一部の医療や薬びん代、入院時の差額ベット代、食事療養標準負担額などは助成対象外。	時点)	健康福祉局保健医療政策部環境保健担当
20	避難所運営 (地震災害対策編)		害対策編)では、避難所において、アレルギー疾患を有する方の把握や、 、避難所で提供する食材の原材料表示や、使用した食材がわかる献立		危機管理本部 危機対策部
21	備蓄		「る公的備蓄品目のうち、食料として、アレルギー特定原材料等を含まな うミルクを備蓄することとしている。		危機管理本部 危機対策部

分類		事業名	対象	内容	参加者数 · 規模等	所管部署
	22	受動喫煙防止 対策	方が利用する施設の区分に応し	ため、特に健康影響が大きい子ども、患者のみなさんに配慮し、多くの じ、施設の一定の場所を除き、喫煙を禁止するとともに、管理者の方が講 (2020年4月1日施行、改正健康増進法)	市内全域	健康福祉局保 健医療政策部 健康増進担当
	23	食品安全推進 事業	食品表示法及び食品衛生法に	基づく食品関連事業者への適正表示指導(立入検査、衛生教育等) のでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	川崎市食品衛生監視指導計画 に基づく監視指導 令和3年度 立入検査数49,114 施設(区役所、健康福祉局) ※ 表示に関する監視指導以外 も含む立入検査の全数	健康福祉局保 健医療政策部 食品安全担当
	24	健康リビング 推進事業	環境の確保を図ることを目的と 等の室内の空気環境に関するこ に関すること等について、地域の ンター衛生課に健康リビング相	て相談したい市民を対象に、地域住民の健康を支える快適で安全な居住した「川崎市健康リビング推進事業実施要綱」に基づき、結露・カビの発生こと、給排水に関すること、食品・台所の衛生に関すること、ダニ等の生物の方の支援及び相談・要望に対応するため、区役所地域みまもり支援セ談窓口を設置している。室内の空気環境の相談としてシックハウス症候一が心配な方からのダニ対策等についての相談にも対応している。	令和3年度 •相談·調査件数:261件	健康福祉局保 健医療政策部 生活衛生担当
		大気や水など の環境保全	大気環境全体の負荷の低減を 携・協力・参加の促進を図る取約	かざし、法律や条例に基づくこれまでの取組に加え、市民や事業者の連 目を推進する。		環境局環境対 策部地域環境 共創課



対象

2020年度 川崎市公立・私立保育園在園児

新入園児 7408人

在園児 24020人

合計 31428人

2021年度除去食申請人数

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
新規	81	222	54	44	20	5	426
変更	0	34	30	42	19	14	139
継続	0	89	204	148	144	150	735
合計	81	345	288	234	183	169	1300

前年度
560
129
708
1406

前年度の比べて新規の申請が少なく継続が多くなっている。 COVID19の影響で病院受診を勧めることが難しかったことが 影響していると考えられる。

全保育園児の食物アレルギーの有病率

全保育園児 31428人

除去食申請児 1300人

全保育園児における 食物アレルギー有病率 4.13%

2021年度 新入園児除去食申請数

新入園児 7408人

除去食申請数 365人

新入園児食物アレルギー有病率 4.92%

過去5年の全保育園児 食物アレルギーの有病率

	2021年度	2020年度	2019年度	2018年度	2017年度	2016年度
全保育園児数	31428人	30467人	29370人	27371人	25785人	23969人
除去食申請者	1300人	1406人	1702人	1316人	1227人	1263人
有病率	4.13%	4.61%	5.80%	4.81%	4.76%	5.56%

2021年度 食品別の除去食申請状況

	卵	牛乳	大豆	小麦	魚	ピーナツ	ゴマ	その他
0歳	65	21	1	7	0	1	1	7
1歳	285	88	7	30	7	8	9	55
2歳	218	58	7	23	6	17	6	53
3歳	125	53	6	12	12	23	3	116
4歳	82	36	5	11	9	39	8	111
5歳	65	35	3	12	7	21	6	107
合計	840	291	29	95	41	109	33	449

厳格に除去・加工品は可能・少し食べて良いの合計

2021年度 新入園児の食物アレルギー症状別

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
重症即時型	3	10	6	3	0	0	22
軽症即即時型	65	185	33	26	4	0	313
アトピー性皮膚炎	2	5	1	1	0	0	9
その他	12	10	5	2	0	0	29
未摂取	2	7	2	3	0	0	14
合計	84	217	47	35	4	0	387

2021年度 <u>在園児</u>の新規申請者の食物アレルギー症状

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
重症即時型	0	3	2	2	3	1	11
軽症即時型	0	12	9	11	12	4	48
アトビー性皮膚炎	0	1.	1	1	0	0	3
その他	0	0	0	1	1	0	3
未摂取	0	0	0	1	1	0	2
合計	0	16	12	15	16	15	664

2021年度 エピペン預かり状況

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
川崎区	8	5	8	4	5
幸区	7	9	9	9	10
中原区	11	13	17	17	20
高津区	8	1	3	4	6
宮前区	3	5	8	10	16
多摩区	8	3	4	4	5
麻生区	2	2	5	5	2
合計	47	38	54	53	64

令和3年度 年齡別在籍数 (4月1日現在)

川崎市 公立全園

年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
全児童数	167	331	404	478	485	489	2,354

川崎市 私立全園

年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
全児童数	2,076	5,080	5,498	5,678	5,454	5,288	29,074

川崎市 全園

年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
全児童数	2,243	5,411	5,902	6,156	5,939	5,777	31,428

令和3年度 年齢別新入園児数・全園児在籍数及び除去食申請状況(4月1日現在)

		0歳	1歳	2歳	乳児合計	3歳	4歳	5歳	幼児合計	総計
川崎市 公立全園	新入園児	166	144	83		93	15	3	111	504
	全園児数	167	331	404	902	478	485	489	1452	2354
		0歳	1歳	2歳	乳児合計	3歳	4歳	5歳	幼児合計	総計
川崎市 私立全園	新入園児	2076	2937	845	5858	803	153	90	1046	6904
	全園児数	2,076	5,080	5,498	12654	5,678	5,454	5,288	16420	29074
	-									
		0歳	1歳	2歳	乳児合計	3歳	4歳	5歳	幼児合計	総計
川崎市 公立全園	除去食申請人数(新規)	10	10	4	24		1		1	25
全園児	除去食申請人数(継続)		7	7	14	10	12	14	36	50
	除去食申請人数(変更)		2	2	4	4	4	1	9	13
	除去申請人数 合計	10	19	13	42	14	17	15	46	88
		0歳	1歳	2歳	乳児合計	3歳	4歳	5歳	幼児合計	総計
川崎市 私立全園	除去食申請人数(新規)	71	212	50	333	44	19	5	68	401
全園児	除去食申請人数(継続)	0	82	197	279	138	132	136	406	685
	除去食申請人数(変更)	0	32	28	60	38	15	13	66	126
	除去申請人数 合計	71	326	275	672	220	166	154	540	1212
	,									
		0歳	1歳	2歳	乳児合計	3歳	4歳	5歳	幼児合計	総計
	除去食申請人数(新規)	0	0	1	1	0	1	0	1	2
	除去食申請人数(新規)	10	110	3	123	0	0	0	0	123
	除去食申請人数(新規)	0	16	10		14	14	5	33	59
新入園児	除去食申請人数(新規)	71	96	40	207	30	5	0	35	242

合計 令和3年度除去食申請状況(食品別·症状別)

令和3年5月14日現在

												除去	食品											
		卵			牛乳			大豆			小麦			魚		ピ	一ナッ	ツ		ゴマ			その他	
	厳格に除去	加工品は可	いまんいあつゆ	厳格に除去	山口品出出	いまんえあつゆ	厳格に除去	비유매 기	少し食べ ひよい	厳格に除去	加出品は可	いまんえあいゆ	厳格に除去	加工品は可	少し食べてよい	厳格に除去	加工品は可	いまんえ砂つゆ	厳格に除去	加工品は同	少し食べてよい	厳格に除去	加工品は可	少し食べてよい
0歳児	52	10	3	18	1	2	1	0	0	5	1	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	7	0	0
1歳児	186	74	25	57	24	7	5	2	0	26	2	2	5	1	1	7	0	1	8	1	0	49	5	1
2歳児	123	74	21	33	21	4	4	2	1	19	2	2	5	0	1	13	2	2	6	0	0	41	9	3
3歳児	51	50	24	35	12	6	6	0	0	10	1	1	6	6	0	23	0	0	2	0	1	103	12	1
4歳児	38	30	14	19	12	5	4	1	0	9	1	1	2	5	2	35	3	1	7	1	0	97	12	2
5歳児	37	19	9	16	12	7	2	0	1	9	1	2	3	3	1	21	0	0	6	0	0	95	7	5
合計	487	257	96	178	82	31	22	5	2	78	8	9	21	15	5	100	5	4	29	3	1	392	45	12
		840			291			29			95			41			109	·		33			449	

新規 令和3年度除去食申請状況(食品別·症状別)

令和3年5月14日現在

												除去	食品								- 18- 1	-,,.	T 14 - 15 T.	
		卵			牛乳			大豆			小麦			魚		Ľ	一ナッ	ツ		ゴマ			その他	,
	厳格に除去	加工品は可	少し食べてよい	厳格に除去	加工品は可	少し食べてよい	厳格に除去	加工品は可	少し食べてよい	厳格に除去	加工品は可	少し食べてよい	厳格に除去	加工品は可	少し食べてよい	厳格に除去	加工品は可	少し食べてよい	厳格に除去	加工品は可	少し食べてよい	厳格に除去	加工品は可	少し食べてよい
0歳児	52	10	3	18	1	2	1	0		5	1	1	0	0	0	1		0	0	1		7	0	0
1歳児	123	48	11	42	19	3	2	1		18	1	2	3	0	1	5		0	6	0		32	1	0
2歳児	17	15	2	5	5	0	1	0		3	0	1	1	0	0	3		1	0	0		12	0	1
3歳児	8	7	4	5	2	0	1	0		2	0	0	2	1	0	4		0	0	0		21	6	1
4歳児	1	2	0	0	0	0	0	0		0	0	0	1	0	1	6		0	1	0		9	2	0
5歳児	0	0	0	1	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	1		0	0	0		5	0	0
合計	201	82 303	20	71	27 103	5	5	6	0	28	2 34	4	7	1 10	2	20	21	1	7	8 8	0	86	9 97	2

合 計	1 重症の即	2 軽症の即	性皮膚炎3乳児アトピー	4その他	5 未摂取	合計
0歳児	3	65	2	12	2	84
1歳児	13	197	6	10	7	233
2歳児	8	42	2	5	2	59
3歳児	5	37	2	3	3	50
4歳児	3	16	0	1	0	20
5歳児	1	4	0	0	0	5
合計	33	361	12	31	14	451

新入児	1 重症の即	2 軽症の即	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	4その他	5 未摂取	仓
0歳児	3	65	2	12	2	84
1歳児	10	185	5	10	7	217
2歳児	6	33	1	5	2	47
3歳児	3	26	1	2	3	35
4歳児	0	4	0	0	0	4
5歳児	0	0	0	0	0	0
合計	22	313	9	29	14	387

在 園 児	1 重症の	2 軽症(3 乳児アトニ	4その他	5 未摂取	合計
	がいます。	単の即	ト 2 2 2 3 4 3 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7	他	取	П
0歳児	0	0	0	0	0	0
1歳児 2歳児	3	12	1	0	0	16
2歳児	2	9	1	0	0	12
3歳児	2	11	1	1	0	15
4歳児	3	12	0	1	0	16
5歳児	1	4	0	0	0	5
合計	11	48	3	2	0	64

^{継続} 令和3年度除去食申請状況(食品別•症状別)

令和3年5月14日現在

												除去	食品							•	- 11- 1			
		卵			牛乳			大豆			小麦			魚		Ľ	一ナッ	ツ		ゴマ			その他	
	厳格に除去	加出品は同	いまんいあつゆ	厳格に除去	田口品出品	いまんこあつゆ	厳格に除去	山口品出出	少し食べてよい	厳格に除去	山口品出出	少し食べてよい	厳格に除去	田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	少し食べてよい	厳格に除去	加出品は同	いまんこあつゆ	厳格に除去	加工品は可	少し食べてよい	厳格に除去	加工品は可	少し食べてよい
0歳児																								
1歳児	55	14	6	11	3	3	2	1		5	1		2	1		1			1	1		10	4	1
2歳児	94	49	15	24	13	1	2	1	1	13	1	1	2		1	10	1	1	5			19	7	1
3歳児	33	37	7	28	5	4	3	·		7	1		4	2		13			1		1	63	3	0
4歳児	36	22	10	18	8	2	3	1		7	1	1	1	5	1	24	3	1	5	1		76	10	2
5歳児	36	17	8	13	11	5	2			7	1	1	3	3	1	18			4			74	5	2
合計	254	139	46	94		15	12	3	1	39	5	3	12	11	3	66	4	2	16		1	242	29	6
		439			149			16			47			26			72			19			277	

_{変更} 令和3年度除去食申請状況(食品別 • 症状別)

令和3年5月14日現在

												除去	食品							•	- 11 1		1 1 26 1	
		卵			牛乳			大豆			小麦			魚		Ľ	一ナッ	ツ		ゴマ			その他	
	厳格に除去	加工品は可	少し食べてよい	厳格に除去	加工品は可	少し食べてよい																		
0歳児																								
1歳児	8	12	8	4	2	1	1			3						1		1	1			7	0	0
2歳児	12	10	4	4	3	3	1	1		3	1		2				1		1			10	2	1
3歳児	10	6	13	2	5	2	2			1		1		3		6			1			19	3	0
4歳児	1	6	4	1	4	3	1			2						5			1			12	0	0
5歳児	1	2	1	2	1	2	·	·	1	2	·	1		·		2			2			16	2	3
合計	32	36	30	13		11	5	1	1	11	1	2	2	3	0	14	1	1	6		0	64	7	4
		98			39			7			14			5			16			6			75	

川崎市立学校におけるアレルギー疾患対策の経過

年度	文部科学省	川崎市	教育委員会	その他
十段		検討会・通知等	研修	1 ~ C V) [1]
1 9	3月文部科学省監修 日本学校保健会「学校のアレルギー 疾患に対する取組ガイドライン」発 刊			
20		「学校アレルギー疾患対策検討委員会要綱」施行(設置期間 H21.3.31 まで) 学校アレルギー疾患対策検討委員会 (第1回~4回開催) 作業部会(第1回~3回) 「川崎市立学校におけるアレルギー疾患を持つ児童生徒への対応マニュアル」発行		神奈川県「緊急時に おけるアドレナリ ン自己注射薬の取 り扱い等に関する 研修会」
21	7.30「救急救命処置の範囲等について」の一部改正について(依頼)		○アレルギー講習会 相模原病院 海老澤 元宏先生 「アレルギー疾患の基礎知識とその対応について」 ○アレルギー疾患を有する児童生徒を学校で支 える研修事業(神奈川県・NPO アレルギーを 考える母の会) 土橋小学校会場	神奈川県アレルギー研修
2 2	○学校におけるアレルギー疾患に対する 普及啓発講習会「東京都」		○アレルギー疾患を有する児童生徒を学校で支える研修事業(神奈川県・NPO アレルギーを考える母の会) はるひ野小・中学校会場	神奈川県アレルギー研修
2 3	○学校におけるアレルギー疾患に対する 普及啓発講習会「東京都」	10月「アレルギー疾患を有する児童生徒への対応について」(依頼)		神奈川県アレルギー疾患の児童生徒を学校で支える研修事業食物アレルギー・エピペン対応研修会

左库	<u> </u>	川崎市	教育委員会	7. 01 lih
年度	文部科学省	検討会・通知等	研修	その他
	12.26「学校給食における食物アレルギ			神奈川県アレルギ
	_			ー疾患の児童生徒
	等を有する児童生徒等への対応等につ			を学校で支える研
	いて」事務連絡(12.20調布市事故)			修事業食物アレル
2 4	3.22「新年度の学校給食における食物ア			ギー・エピペン対応
	レルギー等を有する児童生徒等への対			研修会
	応等について」事務連絡			市健康福祉局「ぜん
	○学校におけるアレルギー疾患に対する			息の予防等に関す
	普及啓発講習会「東京都」			る講習会」
	3.26「今後の学校給食における食物アレ	4月「川崎市立学校におけるアレルギー疾患	○学校保健会総会講演会	神奈川県食物アレ
	ルギー対応について」(通知)	を持つ児童生徒への対応マニュアル」改訂	(独) 国立病院機構神奈川病院 渡辺 博子先生	ルギー・緊急時対応
	○学校におけるアレルギー疾患に対する	7月「校内における食物アレルギー対応研修会	「子どものアレルギー疾患とその対応について	研修会
	普及啓発講習会「東京都」	の実施について」(依頼)	~学校における体制の充実のために」	市健康福祉局「ぜん
2 5		日本スポーツ振興センター製作 DVD 配布	○食物アレルギー・アナフィラキシー対応研修	息の予防等に関す
		8月エピペン®トレーナー貸出開始	文部科学省行政説明	る講習会」
		10 月アドレナリン自己注射薬 (エピペン®) を	県立こども医療センター 高増 哲也先生	
		処方されている児童生徒の対応及び連携に	「食物アレルギーの基礎知識と緊急時の対応に	
		ついて(通知)	ついて」	
	○学校におけるアレルギー疾患に対する	6月「校内における食物アレルギー対応研修会	○学校保健における今日的課題講演会	神奈川県食物アレ
	普及啓発講習会「東京都」	の実施について」(依頼)	横浜みなと赤十字病院 磯崎 淳先生	ルギー・緊急時対応
	3 月「学校のアレルギーに対する取組ガ		「学校における食物アレルギーの対応について」	研修会
	イドライン」要約版、「学校給食にお			市健康福祉局「ぜん
26	ける 食物アレルギー対応指針」 発行			息の予防等に関す
	学校におけるアレルギー疾患対応資料			る講習会」
	(DVD)、エピペン®練習用トレーナ			
	<u> </u>			
	配布			

左库	ナカロエリ どうか	川崎市	教育委員会	7. 11h
年度	文部科学省	検討会・通知等	研修	その他
27	○学校におけるアレルギー疾患に対する 普及啓発講習会「東京都」1月「アレルギー疾患対策基本法の施行 について」事務連絡	4月「校内における食物アレルギー対応研修会の実施について」(依頼) 8月「川崎市立学校におけるアレルギー疾患対策連絡調整会議(平成27年9月~28年1月第1回~4回開催) 作業部会(第1回~3回) 議事内容:「川崎市立学校給食における食物アレルギー対応方針」の策定について、「川崎市立学校におけるアレルギー対応方針」の策定について、「川崎市立学校におけるアレルギー疾患を持つ児童生徒への対応マニュアル」の改訂について 2月「川崎市立学校における食物アレルギー疾患対応方針」策定 3月「川崎市立学校におけるアレルギー疾患を有する児童生徒への対応マニュアル」	○学校保健における今日的課題講演会 横浜みなと赤十字病院 磯崎 淳先生 「学校における食物アレルギーの対応につい て」	神奈川県食物アレルギー・緊急時対応研修会市健康福祉局「ぜん息・アレルギー疾患予防のための専門職研修会」
28	○学校におけるアレルギー疾患に対する 普及啓発講習会「東京都」	4月「校内におけるアレルギー疾患対応について」(依頼) 川崎市立学校におけるアレルギー疾患対策連絡調整会議(平成29年1月開催) 議事内容:川崎市立学校におけるアレルギー疾患を有する児童生徒の現状について対応について・市立学校の児童生徒に係る「食物アレルギー情報の共有化」及び「市立学校間での引継」等 3月「川崎市立学校におけるアレルギー疾患を有する児童生徒への対応マニュアル一部追記・修正」発行	○学校保健会総会研修会 「川崎市立学校におけるアレルギー疾患を有する児童生徒の対応について」健康教育課田中・中山・小田 ○食物アレルギー研修会 NPO 法人アレルギーを考える母の会代表理事長岡 徹氏、昭和大学医学部 今井 孝成先生「食物アレルギーの基礎知識・学校給食と食物アレルギーの対応」 ○学校給食調理員研修 「川崎市立学校におけるアレルギー疾患を有する児童生徒の対応について」健康教育課田中・中山 ○栄養教諭・学校栄養職員研修会 湘北短期大学講師 林 典子先生 「食物アレルギー疾患を有する児童生徒への対応について」	神奈川県食物アレルギー・緊急時対応研修会

左曲	ナヤロエ ! ごろん	川崎市	教育委員会	7. 11h
年度	文部科学省	検討会・通知等	研修	その他
29	○学校におけるアレルギー疾患に対する 普及啓発講習会「埼玉県」(29 年度よ り文部科学省から日本学校保健会へ移 管)	4月「校内におけるアレルギー疾患対応について」(依頼) 川崎市立学校におけるアレルギー疾患対策連絡調整会議(平成30年3月開催)	○食物アレルギー研修会~学校給食と食物と食物「学校における適切な食物アレルギー及びアナフィラキシー対応」昭和大学医学部 今井 孝成先生 ○養護教諭必修研修 「学校における食物アレルギーおよびアナフィラキシー対応」 昭和大学医学部 今井 孝成先生 ○養護教諭キャリアアップ研修 「学校におけるアレルギー疾患を有する児童生徒への対応について~保護者と学校の連携を中心に~」 NPO法人アレルギーを考える母の会 ○給食施設講習会(健康福祉局) 「食物アレルギーの食事と管理~災害時の対応も含めて~」 昭和大学医学部小児科学講座・小児アレルギーエデュケーター 管理栄養士 長谷川 実穂氏	神奈川県食物アレルギー・緊急時対応研修会
3 0	○学校におけるアレルギー疾患に対する 普及啓発講習会「東京都」(29 年度よ り文部科学省から日本学校保健会へ移 管)	川崎市立学校におけるアレルギー疾患対策連 絡調整会議(平成31年2月開催)	○食物アレルギー研修会「食物アレルギーの適切な対応のための管理体制について~調布市の事故から学ぶ」東京都立小児総合医療センター 赤澤 晃先生 ○学校医部会学術講演会「川崎市立学校におけるアレルギー疾患を有する児童生徒への対応について」健康教育課 田中	
R 1	○学校におけるアレルギー疾患に対する 普及啓発講習会「さいたま市」(29 年 度より文部科学省から日本学校保健会 へ移管)	川崎市立学校におけるアレルギー疾患対策連 絡調整会議(令和2年2月開催)	○食物アレルギー研修会「学校における適切な食物アレルギーおよびアナフィラキシー対応」独立行政法人国立病院機構 相模原病院 臨床センター アレルギー性疾患研究部長・副臨床センター長 海老澤 元宏先生 ○栄養教諭・学校栄養職員研修会(食物アレルギー情報共有)	神奈川県食物アレルギー・緊急時対応研修会

年度	文部科学省	川崎市教	收育委員会 	その他
十段	人司バナ チ 自	検討会・通知等	研修	
R 2	3月 学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン《令和元年度改訂》 (日本学校保健会) 5月 「学校のアレルギー疾患に対する 取り組みガイドライン(令和元年度改 訂)」の送付について(依頼)	4月 「学校のアレルギー疾患に対する取り 組みガイドライン(令和元年度改訂)」の送 付について(依頼) 9月 「学校給食における食物アレルギー 事故の防止について」(依頼) 川崎市立学校におけるアレルギー疾患対策連 絡調整会議(令和3年1月開催) 2月 「川崎市立学校におけるアレルギー疾 患を有する児童生徒への対応マニュアル」 改訂	○食物アレルギー研修会:新型コロナウイルス感 染症の影響により延期 →令和3年8月6日(金)実施予定 講師 昭和大学医学部教授 今井孝成 氏 ○栄養教諭・学校栄養職員研修会 (食物アレルギー情報共有)	神奈川県食物アレルギー・緊急時対応研修会 (オンライン開催)
R 3		6月「学校給食における食物アレルギー事故の防止について」(依頼) 9月学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)の改訂版について(依頼)(新様式の管理指導表の配布) 1月「学校給食における食物アレルギー事故の防止の徹底及び速やかな報告について」 2月「令和4年度からのアレルギー対応資料について」(依頼)	○食物アレルギー研修会→令和3年8月6日(金) オンライン開催講師 昭和大学医学部教授 今井孝成 氏○栄養教諭・学校栄養職員研修会(食物アレルギー情報共有)(オンライン開催)	神奈川県アレルギー疾患対策講演会(オンライン開催) 神奈川県食物アレルギー・緊急時対応研修会(集合・オンライン開催)

令和3年度学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用) が提出されている児童生徒

令和3年12月調査(単位:人)

小学校

区分\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	物/支援 学級	111111	令和 2年度
食物アレルギー	324	262	237	240	205	191	52	1511	1488
アナフィラキシー	101	96	95	84	64	72	9	521	490
気管支ぜんそく	41	42	40	42	37	31	5	238	291

中学校

区分\学年	1年	2年	3年	特别	1	令和 2年度
食物アレルギー	121	120	104	11	356	306
アナフィラキシー	29	32	29	3	93	103
気管支ぜんそく	30	24	18	0	72	108

高等学校(全日・定時制)

区分\学年	1年	2年	3年	4年	1	令和 2 年度
食物アレルギー	25	28	28	2	84	47
アナフィラキシー	7	5	5	0	17	13
気管支ぜんそく	4	11	5	1	21	21

特別支援学校(分教室も含む)(学校生活管理指導表(食物アレルギー)提出者)

区分\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	 	令和 2 年度
幼稚部	0	0	0				0	0
小学部	1	3	0	1	2	1	8	9
中学部	3	1	0			-	4	3
高等部	5	2	1				8	5

令和3年度

1. 市立学校におけるアドレナリン自己注射薬(エピペン®)が処方されている児童生徒等調査のまとめ

1 調査校数

小学校	114 校
中学校	52 校
高等学校(全・定)	9 校
特別支援学校	4 校
合計	179 校

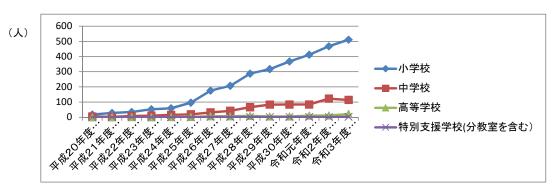
2 調査結果

(1)校種·年度別エピペン®処方者のいる学校数

	リエヒ・シン		クケ・の十つ	<u> </u>								
年度	平成20年度 (2008年)	平成21年度 (2009年)	平成22年度 (2010年)	平成23年度 (2011年)	平成24年度 (2012年)	平成25年度 (2013年)	平成26年度 (2014年)	平成27年度 (2015年)	平成28年度 (2016年)	平成29年度 (2017年)	平成30年度 (2018年)	令和元年度 (2019年)
小学校	15	23	34	39	38	56	78	84	94	91	98	105
中学校	3	2	8	7	12	12	21	23	30	39	38	41
高等学校	0	0	1	0	1	1	4	4	4	4	4	6
特別支援学校(分教室を 含む)	0	0	0	0	0	0	1	2	2	0	1	2
合計	18	25	43	46	51	69	104	113	130	134	141	154

(2)年度別エピペン®処方者数

(4) 十段別土し	<u> </u>	1日 双										
年度	平成20年度 (2008年)	平成21年度 (2009年)	平成22年度 (2010年)	平成23年度 (2011年)	平成24年度 (2012年)	平成25年度 (2013年)	平成26年度 (2014年)	平成27年度 (2015年)	平成28年度 (2016年)	平成29年度 (2017年)	平成30年度 (2018年)	令和元年度 (2019年)
小学校	18	28	34	52	59	96	175	207	287	317	367	412
中学校	4	3	8	10	15	19	32	42	66	83	84	84
高等学校	0	0	1	0	1	2	7	6	9	5	5	10
特別支援学校(分教室を 含む)	0	0	0	0	0	0	1	2	2	1	2	2
合計	22	31	43	62	75	117	215	257	364	406	458	508



2. 市立学校給食における食物アレルギー対応の状況

(令和3年5月1日現在)

	完全給食		給食で対応している人数				
	実施学校数	児童・生徒数	除去食	情報提供のみ	弁当持参		
小学校	114校	74,141人	489人	214人	74人		
中学校	52校	29,974人	117人	115人	10人		
特別支援学校	4校	631人	4人	2人	3人		
合計	170校	104,746人	610人	331人	87人		

アレルギー対応の備蓄物資について

1 公的備蓄品目

緊急性があり、家屋が全壊、焼失により避難した市民にとって、災害発生から流通在庫備 蓄及び救援物資が到達するまでの約 3 日間、必要不可欠な食料、生活必需品などを選定 している。

※現在、指定避難所176か所に分散備蓄している。

2 アレルギー対応の備蓄物資状況

(1) アルファ化米

アレルギー特定原材料等 28 品目を含まない御飯を備蓄します。

【計画数量】230,250食

(2) 白粥(アルファ化米)

高齢者及び幼児用等向けに、アレルギー特定原材料等 28 品目を含まず、咀嚼しやすい、白粥を備蓄します。

【計画数量】43,150食

(3) 粉ミルク

乳幼児用として、アレルギー特定原材料等 3 品目(ミルク・卵・大豆)のアレルゲン性を低減した粉ミルクを備蓄します。

【計画数量】656缶

(4) 簡易食料(クッキー)

災害当日の応急的食事用として、調理不要な簡易食料を備蓄します。 ※アレルギー28品目を含まない製品については、本年度から購入予定。

【計画数量】138,000個

(5) 飲料水

発災直後の応急対策として、必要な飲料水を備蓄します。

【計画数量】137,832本

避難所運営におけるアレルギー対応について

1 初動期(災害発生当日~3日目程度)

○ 避難者の受付(入所手続き)(情報広報班)

避難者に被災世帯登録票を記入してもらう その際、高齢者、障害者、アレルギー疾患など、避難生活で特に配慮を 要することがあるかを確認する。別紙2参照

○ 事前確認(食料班)

- ・食物アレルギーや文化・宗教上の理由から食べることのできない食材 などがある方のために、食物アレルギーや宗教上の理由で食べられない もの(別紙3参照)を参照し、避難所で提供する食料の原材料表示や、使用 した食材がわかる献立表を用意する。
- ・ 避難者等が個人で使う薬に関する要望は、保護救護班を通じ、市職員 へ伝える。

○ 保管(食料班)

配布した食料や飲料水、物資は、管理簿により在庫管理する。 ※アレルギー対応食品は、他の食品と必ず分けて保管する。

○ ペットの受け入れ(環境衛生班)

ペットは、アレルギーや感染症予防のため、避難者が生活する場所とは 別の場所に受け入れ、動線が交わらないよう注意する。

2 展開期(4日目~1週間程度)

○ 要配慮者への情報提供(保護救護班)

病気やアレルギーなどがあるため、食事や物資、衛生環境を利用する際、特別な配慮が必要な方がいることを理解し、接し方の注意や生活上の支援などで協力してもらうよう周知する。

○ 食料・物資の配給時の個別対応(保護救護班)

食料班と連携し、食物アレルギーや宗教上の理由で食べられないものを 参考に、本人や家族からの意見を踏まえ、避難所での食料の提供方法や、 原材料表示の仕方、使用した食材がわかる献立表の作り方などのより良い 方法を検討する。

○ 配給(食料班)

・配給の注意事項

保護救護班と連携し、食物アレルギーや宗教上の理由で食べられないものも参考に、食物アレルギーや文化・宗教上の理由から食べられない食材がある方などについて、事前に必ず確認する。

・個別対応が必要な物資などの配給

アレルギー対応の食料、生理用品、紙おむつなど、使用者が限られる(特定される)物資は、その方が配給を受けやすい場所や方法などを関係する運用班と連携して決める。

○ 炊き出し(食料班)

食物アレルギーや宗教上の理由で食べられないものを参考に献立を検討 し、調理の際も工夫する。

また避難所で提供する食料の原材料表示や、使用した食材がわかる献立 表を提示する。 あなた任せを、みんな任せに。



川崎市避難所運営マニュアル

避難所運営の4つの原則

まずは、避難所を運営する際に守るべきルールを理解し、円滑な運営を目指しましょう。

- **原則1 避難所とは、避難が必要な方(避難者)を一時的に受け入れる施設です**
- **原則2 避難所とは、避難者の必要最低限の生活を支援する施設です**
- **原則3 避難所では、自助・共助(互助)・公助により、適切な運営を目指します**
- **原則4** 避難所には、定期的な事前協議による「顔の見える関係」が大切です

避難所開設の4つの手順

避難所は、開設する時が最も重要です。避難者の安全や混乱防止のため、手順を守りましょう。

- **手順1** 安全確認が完了するまで、避難者には安全な場所に待機してもらう
- **手順2** 避難所となる建物や設備の安全確認を行う
- **手順3** 避難者の受け入れ場所を決める
- 手順4 避難者を受け入れる

避難所運営で重要となる7つの取組

初動期(避難所開設 — 発災3日後)

取組1 物資の配給を検討する

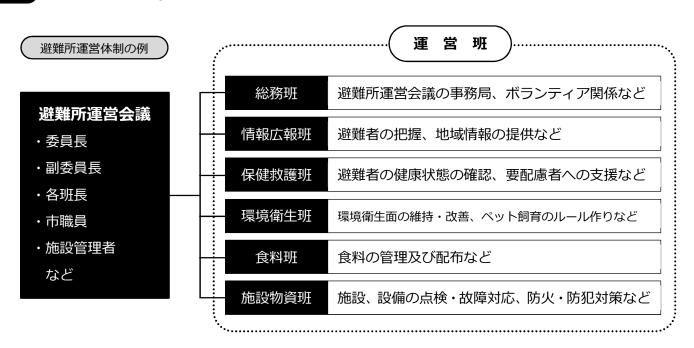
取組2 区本部に定期連絡を行う

取組3 避難者名簿を作成する

取組4 避難者のチーム分けを行う

展開期(発災4日後 — 1週間)

取組5 避難所の運営体制を整える



安定期/統合・閉鎖期(発災1週間以後)

取組6 多様化する避難者のニーズに対応する

取組7 避難所の閉鎖や統合に伴う協力をする

被災世帯登録票

No	
TNO	

被災	世帯調	ベ			記	載日時	〕:	年	_月	月	時	_分
*	必要事	項を記	見入するか	、該	当箇所の[□に"5	チェック(/)" 又は	"O" を	つけてくた	ごさい。	
自宅	´ -						員□全焼	□半焼	□床上沿	曼水 □被	害なし	/
被			_ `.	□断フ	火 □停電	園 □プ	ガス停止			,		
<u>状</u> 	況 □ 宅 〒]そのff :	<u>u</u> ()		
亡	所 「				<u> </u>							
電		(固定電	直話)				(携帯電	電話)				
番	号											
避		避難原	•			\n\; ##=]避難所:		n lib (\
場	<u> 所</u> <u> 週</u>	難所名		· 沙口 (同早山の-	避難序 	<u>「</u> 員の現況を	自宅 記 ス 1 で)
			四市 ツか	(1)L (内内サツ	世市 土.	貝の先仇を		\ /c \ \	·。) その他の	状況	
		(ふり	がた)			性			年	(同行の有	無(旅行	で不在
No.		氏	,		続柄	別	生年月日		齢	等) 負傷		v .v
										障害等級 有無等の	-	
	()			大正・昭和・平	成・西暦		147/// 4	1,111- 2 10	, ,,
\parallel_1				,	世帯主		年	月日	I			
	安否確	認への	対応] 公開に	<u>.</u> .同意す	~る (公開)		 公開に	 同意しなV	 \ (非4	公開)
	()			大正・昭和・平	成・西暦				,
$\begin{vmatrix} 1 & 2 \end{vmatrix}$,			年	月日	I			
	安否確	認への	対応] 公開に	<u> </u> 同意す	 ^る(公開)		 - 公開に	<u>L</u> 同意しなレ	 \ (非/	/ 開)
	(thu, 12	7/17/01)		1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1	大正・昭和・平			1750 0 00	()1 =	7 17 17
3				,			年	月日	i			
	安否確	認への	対応		<u> </u>	<u> </u> 同意す	 ^る (公開)	П	 公開に	<u> </u> 同意しなレ	 \ (非/	た開)
	(. н	71,7/10.)		1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1	大正・昭和・平			1750 0 00	()1 =	7 17 17
\parallel_4				,			年	月日	ı			
	安否確	認への	対応		<u></u>] -	<u> </u> · 同音당	 ^る(公開)		 	<u> </u> 同音しかい	 \ (非/	シ間)
	(THEY V	71//		<u> </u>	161 157 7	大正・昭和・平			12.0 20.01	(9) 4	7 17117
5)			年		ı			
	安否確	製への	外広		<u> </u> 	<u> </u> · 同音당	 ⁻ る(公開)	П	<u> </u> 	<u> </u> 同意しなレ		ン間)
						, ,,,,,	(, ,,,,,,		, ,		(9F2	, .,
~ "	・トの状況	况	□ 有	→ j	壁難所人用	ケペッ	ト届出用紙_] (様式]	.3-1) Ø	記人へ		無
	に協力		該当者									
-	と (特	₹女、	No									
	など)			T7.66	5-to 1-to 6±6±1	TI 1. 10.	- 4527	> 7	NH+ ++// \	**** ~ * * * * * *		II M
・本情報は、食料や物資の配給、健康管理などの支援を行うため、避難所運営のために必要最低												
限の範囲で共有します。また、被災者支援のために作成する「被災者台帳」にも利用します。 ・安否の問合せがあった場合に、氏名及び住所(●●区▲▲丁目まで)を公開(掲示等を含む)												
・女告の同古でかめつた場合に、氏名及の住所 (●●区▲▲) 日まて) を公開 (掲示等を含む) してよいか必ず記入してください。												
	・災害時要援護者避難支援登録制度に登録している方は、No を○で囲ってください。											
内容確認欄(避難所の市職員、又は自主防災組織の責任者等が確認)												
確認者(署名又は押印)												
<u>ытып. н (д. н / / / / / / / / / / / / / / / / / / </u>												

【別紙2】

自由メモ

食物アレルギーや宗教上の理由で食べられないもの

1 原材料の表示

(1)表示するもの

・食物アレルギー(食品衛生法関連法令より)

必ず表示	卵、乳、小麦、落花生、えび、そば、かに
なるべく 表示	いくら、キウイフルーツ、くるみ、大豆、バナナ、やまいも、カシューナッツ、もも、ごま、さば、さけ、いか、鶏肉、りんご、まつたけ、あわび、オレンジ、牛肉、ゼラチン、豚肉

・宗教上の理由などへの対応

宗教上の理由による食べ物の禁忌は、アレルギーと同様の取扱いが必要。

(多様な食文化・食習慣を有する外国人客への対応マニュアル(国土交通省総合政策局観光事業課)より)

ベジタリアン	肉全般、魚介全般、卵、一部ではあるが乳製品、一部ではあるが根菜・球
	根類などの地中の野菜、一部ではあるが五葷(ニンニク、ニラ、ラッキョ
	ウ、玉ねぎ、アサツキ)
イ ス ラ ム 教徒	豚、アルコール、血液、宗教上の適切な処理が施されていない肉、うなぎ、
	いか、たこ、貝類、漬物などの発酵食品
	<ハラル(HALAL)>
	ハラルとは、イスラムの教えで許された健全な商品や活動(サービス)全般
	のこと。ハラル認証を受けた食品もある。
仏教徒	一部ではあるが肉全般、一部ではあるが牛肉、一部ではあるが五葷(ニン
	ニク、ニラ、ラッキョウ、玉ねぎ、アサツキ)
キリスト	一部ではあるが肉全般、一部ではあるがアルコール類、コーヒー、紅茶、
教	お茶、タバコ
ユダヤ教	豚、血液、いか、たこ、えび、かに、うなぎ、貝類、ウサギ、馬、宗教上
	の適切な処理が施されていない肉、乳製品と肉料理の組み合わせなど

(2)表示のしかた

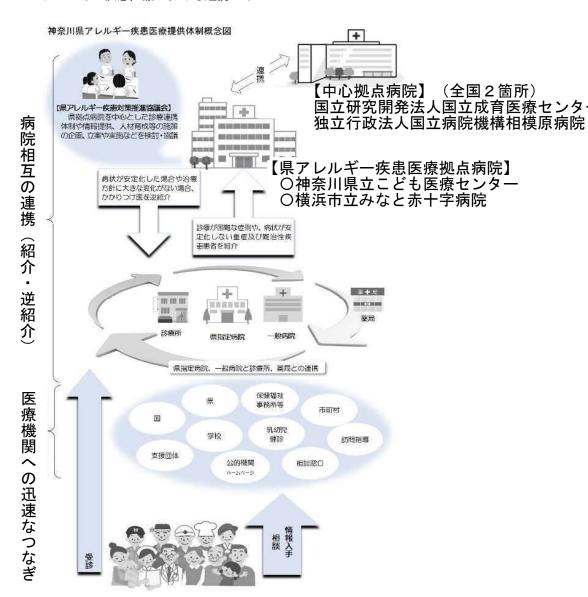
- ・ 加工食品、調味料、出汁などの原材料にも注意。
- ・ 各食材の原材料表示部分を切り取り掲示する。切り取りづらい場合はコピーする。

2 調理時の工夫や注意点

個別に対応が必要な方の家族には、可能な範囲で調理場の一部を開放し、自分たちで作ってもらう。

- ・調理の手順を決め、複数人で確認をする。
- ・ 調理台、食器を分ける。(食器は色で分けておく)
- ・ 鍋やフライパンなどの調理器具や食器、エプロンを使い回さない。

図7-3-8 アレルギー疾患医療における連携のイメージ



出典:神奈川県アレルギー疾患対策推進計画(平成30年度~令和4年度)

キーワード(用語の説明)

「アレルギー疾患医療拠点病院」…

都道府県が選定するアレルギー疾患医療の拠点となる医療機関のこと。都道府県は、当該拠点病院と 日々のアレルギー疾患診療を行っている診療所や一般病院との間の診療連携体制の整備を行うことと され、当該拠点病院には、アレルギー疾患対策に基づき、「診療」・「情報提供」・「人材育成」・「研究」・「助 言・支援」等の役割を担うことが求められています。

「県指定病院」…

地域のかかりつけ医と連携し、支援を行うアレルギー疾患治療の中核となる医療機関を二次保健医療圏ごとに県で指定した病院のこと。

(川崎北部)帝京大学医学部附属溝口病院、聖マリアンナ医科大学病院、市立多摩病院

(川崎南部) 日本鋼管病院、関東労災病院、市立井田病院

県指定 6 病院への アレルギー疾患対策に関する アンケート結果

健康福祉局保健医療政策部環境保健担当 2022年7月7日 川崎市地域医療審議会 保健部会

アンケートの概要

【目的】

平成27年にアレルギー疾患対策基本法が施行され、平成30年、神奈川県において、アレルギー疾患対策基本計画に基づく拠点病院(神奈川県立こども医療センター、横浜市立みなと赤十字病院)が指定されるなど、アレルギー疾患に関する総合的な対策が進められており、本市においても、アレルギー疾患対策の現状を知る一助とするため調査する。

【調査病院】

日本鋼管病院・関東労災病院・市立井田病院
聖マリアンナ医科大学病院・帝京大学医学部付属溝口病院・市立多摩病院

【調査期間】

令和 3年 8月 3日 ~ 令和 3年 8月20日

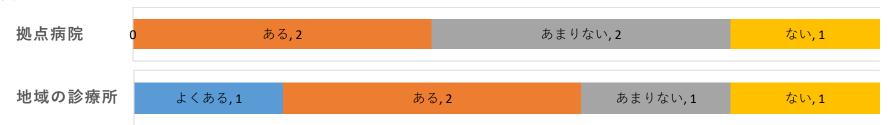
県アレルギー疾患医療拠点病院や地域の診療所との連携

(5病院)

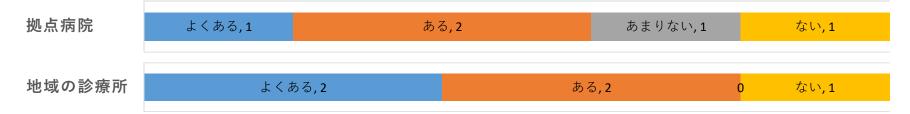




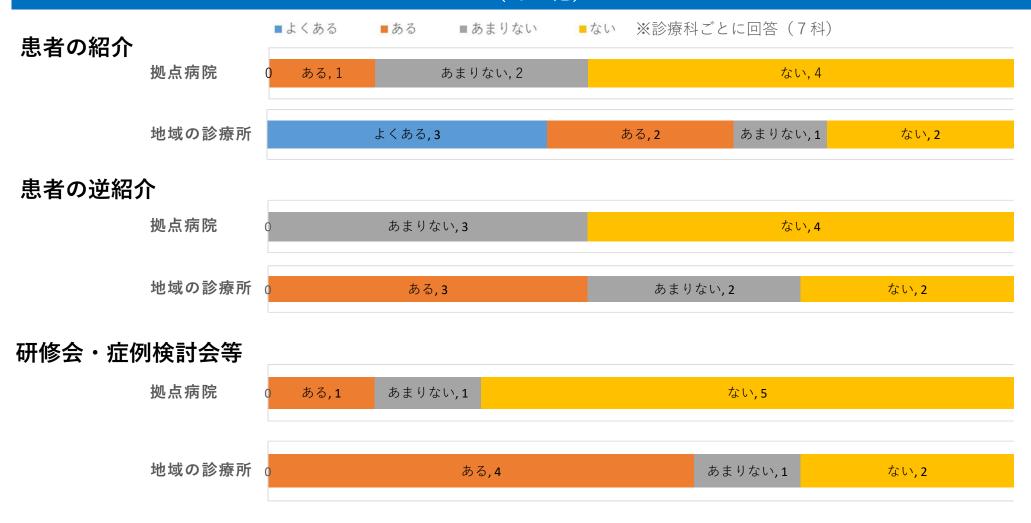
患者の逆紹介



研修会・症例検討会等



県アレルギー疾患医療拠点病院や地域の診療所との連携 (その他)



県アレルギー疾患医療拠点病院や地域の診療所 との連携における課題

各病院からの意見

- 連携がないので会があれば参加したい。(B病院)
- ・コロナのため連携会が開催できない。(D病院)
- ・県拠点病院が遠方なため、紹介しにくい。 当科では成人のアレルギー疾患を治療しているため、みなと赤十字病院にしか紹介できない。 (E病院)
- ・紹介・逆紹介を緊密に行うようにしている。 当院では主に成人を対象としているが、みなと赤十字病院と並行して受診を希望する患者あり。間 質性肺疾患やアレルギー性肺疾患も多数診療しており、それらの紹介・逆紹介を緊密に行ってい る。(F病院)

医療の均てん化における課題

各病院からの意見

- ・専門医と一般医との患者のすみわけができてほしい。 専門医へは専門性の高い疾患のみ患者を診る形にすればいい。(B病院)
- ・病院連携の推進 アレルギー診療の情報開示(D病院)
- ・アレルギー専門医は内科、小児科、皮膚科、眼科、耳鼻咽喉科の基本分野別に認定されているため、総合病院でなければアレルギー疾患医療提供が困難である。 (E病院)
- ・食物アレルギーや化学物質過敏症の診断などアレルギー疾患の専門的診断を行う体制ができていない。 専門的診断(食物負荷試験等)については、一部症例で他院に依頼する場合あり。 (F病院)

医療の均てん化につながる可能性のある 勉強会・研究会などの取組

各病院からの回答

・日本アレルギー学会及び研修会、総合アレルギー研修会、食物アレルギー研修会などに参加・登録。 (F病院)

独自のアレルギー疾患対策

各病院からの回答

- ・皮膚科(アトピー外来)、耳鼻咽喉科(鼻・副鼻腔アレルギー外来)、リウマチ・膠原病・アレルギー内科(小児リウマチ移行期外来)については、アレルギーの既往があり、新型コロナワクチンの接種に不安のある患者さんの診療を行い、ワクチン接種の可否を判断。新型コロナワクチンに対するアレルギーが疑われる症例にワクチン成分による皮膚テストを実施。遺伝性血管性浮腫外来をしている。(A病院)
- ・小児科:アレルギー専門外来を月2回。

皮膚科:アトピー性皮膚炎、蕁麻疹、重症薬疹について専門的な治療を実施。(C病院)

- ・(外来診療部門)アレルギー性皮膚炎 (D病院)
- ・(外来診療部門及び外来診療以外の部門) 膠原病リウマチ疾患外来、内科・救急総合診療、呼吸器科外来緊密に連携して対応(F病院)

第1回地域医療審議会保健部会での主な意見

1 医療提供体制等について

- ●アレルギー疾患は国民病と言われるほど有症率が高いので、その診療はクリニックの先生なくして成り立たない。
- ●検査は診断を行う上で重要であり、アレルギー疾患に関しては、診断を正しく行うことがすべての 根幹。
- ●アレルギー疾患は軽い疾患から重い疾患まであるが、診療体制の構築のポイントは、重い疾患の方をいかに専門病院に誘導できるかにある。診療所から地域の核となる病院、さらにアレルギー疾患に関する専門性の高い病院へ患者を流せる体制を、川崎市内だけでなく神奈川県全体で構築できるとよい。
- ●様々なアレルギー疾患の患者を適切に受け入れていくことが非常に重要で、内科、小児科、耳鼻咽 喉科、皮膚科、眼科の5科を統括して取り組んでいくことが医療体制の構築では重要。
- ●診療機能の連携体制については、実際のところは各都道府県においても出来ていない状況。
- ●医療機関において、アレルギー疾患の専門医が、内科、小児科、耳鼻咽喉科、眼科などにそれぞれいると思いうが、横断的に診てもらえる専門医を公立病院に配置してはどうか。患者がどの診療科へもアクセスしやすい環境ができることが大事。
- ●情報の取り方によっては、適切な医療機関にピンポイントで繋がることができないことがあり得る。情報をまんべんなく提供できる体制とはどのようなものか。病院において、どの診療科を受診すればよいか分からない場合に、的確に繋げてもらえる窓口があるとよい。
- ●かかりつけ医がアレルギー疾患の専門医でない場合、先ずはプライマリー・ケアとしてのアレルギー疾患への対応を行い、十分でないと判断したところで、適切な専門医療機関などに繋げていくことでよいが、困っている方に対してピンポイントで適切な医療機関に繋げられるかということについては、上手く連携した医療提供体制づくりができていると、診療所としても対応しやすい。
- ●医療提供体制について、市内に県拠点病院に期待される機能(診療、情報提供、人材育成、研究、関係部局への助言・支援)を持つ拠点的な医療機関があってよいのではないか。また、重症の患者への対応として、相模原病院、成育医療研究センターと連携して対策を進めていくのがよいのではないか。
- ●検診などで心配な子を適切な医療につなぐため、病病連携や病診連携も含め、体制づくりが必要

- ●アレルギー疾患の患者を含め、病気を治す主体は患者であり、医療機関はよくなることを手伝うことが仕事。医療機関は患者に選んでもらわないといけない。選んでもらうための情報提供も重要。
- ●アレルギー疾患の診療・治療は医師だけでは完結しない。小児では、食物アレルギーのサポートで管理栄養士が重要な役割を果たしているほか、スキンケアの指導で看護師が役割を果たすなど、アレルギーに特化したコメディカルのサポートが必要なことから、学会では小児アレルギーエデュケーターを育成している。各病院にいてくれると医師の診療が円滑に進められる。
- ●成人で問題になってくるのは、気管支ぜん息と難治性のアトピー性皮膚炎。小児では、気管支ぜん 息はほとんどクリニックで管理できていて、コロナ禍で感染症が減って入院患者数は激減してい る。最近、小児で一番困っているのは、食物アレルギーとアトピー性皮膚炎。花粉症は非常に増え ている。
- ●アレルゲン免疫療法はかつて皮下注射でないとできなかったが、今は舌下免疫療法ができるようになった。スギ・ダニのアレルゲンには効果が得られる。アレルゲン免疫療法はあまり取り入れられていないと思われるが、非常に有効性が高いので、診療所の先生方に知ってもらいたい。
- ●医療提供体制や連携のあり方について、広く様々な業界の方に知ってもらうことが重要。
- ●歯の矯正を始めるにあたって、素材がご本人に合うのか合わないのかチェックしてほしいとの依頼を受けることがあるが、歯科と医療との連携が出来るとよい。

2 人材育成について

- ●人材育成に関して、医師だけではなく、コメディカルへの教育も必要で、市区町村においては、学校の先生などに定期的に研修を正しく行ってほしい。また、食物アレルギーの有症率が最も高いのは保育園に通われているお子さんで、保育園で誤食事故が発生している。未然に防ぐことは必要だが、100%未然に防げないので、事故が起きた場合どのように対応したらよいか、保育園の保育士等に指導する必要がある。公立保育園のほか、無認可保育園等についても注意してもらいたい。人材育成に関して、医療従事者と行政が協力することが重要。
- ●小児アレルギーの「保健指導」を担う保健師・栄養士・助産師などの研修の実施は必須。
- ●母の会にて保健師・栄養士等を対象に行ったアンケートでは、保護者からのアレルギー疾患に関する相談内容は食物アレルギーやアトピー性皮膚炎が多い。食物アレルギーに関する相談内容としては、離乳食の進め方や、受診のタイミング、検査に関することなどが多い。アトピー性皮膚炎に関する相談内容としては、受診のタイミングや、保湿剤、日焼け止めなどの選び方、顔や体の洗い方などが多い。母子保健に関する事業においてアレルギー疾患に取り組むための保健師等からの要望としては、研修の受講が最も多く、専門職が相談できる窓口がほしいという意見が次に多かった。

3 情報提供・相談支援・環境づくりについて

- ●一般の方への情報提供体制も重要で行政として取り組んでもらいたい。川崎市のアレルギーに関するwebサイトがあるなら、川崎市における医療機関の情報や医療連携が上手く掲載されているとポイントになる。新たに取り組むこととしては医療提供体制を確立していくことが重要で、その他のことは、国のアレルギーポータルや日本アレルギー学会のページにリンクするなど、既存の資材を活用すればよいのではないか。
- ●相談事業も重要で、医師に診てもらっているが困っている方を適切な医療に繋げることが重要。
- ●アトピー性皮膚炎や副鼻腔炎はメンタルにも関わるもので、アレルギー疾患を上手く管理することで、失われた生産人口を回復できる可能性があるほか、メンタルを管理していくことは社会にとって重要。
- ●地域住民への啓発について、県アレルギー疾患医療拠点病院において取り組んでいくべきことだが、川崎市は政令指定都市として人口規模が大きいことから、地域の病院においても一定の取組を行わないと、地域住民の期待に応えられないのではないか。取り組むに当たって、予算やマンパワーが必要となってくるが、できるところから取り組んでもらいたい。
- ●川崎市の保育園の食物アレルギーに関する申請の方法が全国標準となっていない。厚生労働省が、2011年から標準的な診断の方法として生活管理指導表が示されているが、川崎市においては則っていなかったと思う。医師会と連携して改善すべき。
- ●学校(文科省)、保育所(厚労省)とも、給食対応は安全性を最優先に完全除去対応を原則とするよう求めている。川崎市では保育所は厚労省の方針に反して、「多段階の個別の対応」を基本としているが、方針に則った方向で対策をすべき。
- ●学校・保育所での特別な配慮を求める際に「生活管理指導表」の提出が「必須」(文科省、厚労省) とされているが、食物経口負荷試験陽性等の場合、食物アレルギーの「生活管理指導表」の発行に ついて、今年4月から保険収載された。川崎市で保育所に提出する「医師の意見書」は保険適用さ れない。これを機に保育所も「生活管理指導表」に切り替えるべきではないか。
- ●川崎市の保育園では、現在使用している「主治医意見書」を「生活管理指導表」に切り替えた方がよい。保育園の「生活管理指導表」は学校のものと繋がっていることから、小学校に行っても基本的に齟齬が生じない。
- ●今月末、保育園部会幹事会が開催されるので、本部会においてあった意見として提案したい。
- ●学校や保育園の「生活管理指導表」の書き方について、正しい知識の啓発が必要。
- ●保育園の「生活管理指導表」等の件で、医師が分からないで記載していることにより、保育園でど ういうことが起きるのか、医師に考えてほしい。保育園には過剰な負担が掛かる。本物の食物アレ ルギーでない園児の除去食を提供しなくてはならなくなって、しかも、生活管理指導表ではなく、

「主治医意見書」に基づいて提供しようとすると、保育園は本当に大変になる。

- ●是非一度、川崎市の保育所管課の方に、相模原市の保育課に見学にきてもらいたい。相模原市では、 厚労省が示している「生活管理指導表」に基づいて、全ての公的な保育園は対応している。これに より、保育園での食物アレルギーの申請数は低くなり、本物の食物アレルギーだけに対応すること になるので、保育園の負担が非常に軽くなる。
- ●医療現場で質の悪い「生活管理指導表」が出されることによって、学校にも保育園にも非常に負担が掛かるということを医師会では認識した方がよい。
- ●相模原市の保育園の給食は非常にシンプルになっていて、食物アレルギーの有症率は5%。本物でない食物アレルギーが含まれることから、川崎市ではもっと高いのではないかと思う。本物でない食物アレルギーに対して、保育園の職員が対応させられていることになり、そのようなことをさせてはいけない。少しずつでも是正していくことは、川崎市のアレルギー疾患対策において重要。是正することで、保育園の保育士等のQOLも変わってくるし、事故の起き方も変わってくる。

色々な意見があるから出来ないではなく、保育園を管理する所管部署に相模原市に見学に来て もらい、その上で、医師会の保育園部会と話しを突き合わせて解決してくべき問題ではないかと思 っている。

- ●学校においても同様で、相模原市や、死亡事故のあった調布市では、医師会の学校保健部会と教育委員会で連携している。先ずは相模原市の医師会で「生活管理指導表」の講習会を実施。それでも質の悪い「生活管理指導表」が提出されることから、教育委員会が医師会の専門家などと精査した上で、医師にフィードバックする。これを繰り返すことで、質が向上する。本物の食物アレルギーだけを対応すればよいことになり、給食提供に関して1%から2%の対応で済む。医師が提出するものを適切なものにしていかなければならないということを医師会も認識して、行政と協力して取り組んでいくことが非常に重要。
- ●学校(文科省)の指針にはヒヤリハット事例に学ぶといった表現が使われているが、ヒヤリハット 事例を把握し、次なる事故がおきないように全学校に共有するなど、指針に沿った対応をお願いし たい。
- ●保育所以外の児童福祉施設(児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、こども文化センターなど)、 療育センター、児童相談所、わくわくプラザ、地域食堂・子ども食堂などでの対応の推進、充実し た研修を実施する必要がある。
- ●アナフィラキシーにおいてはエピペンが重要だが、十分認知されていない。学校や保育園に持って 行った場合、いかに的確・適正に使用するかが重要。
- ●救命救急士に対する「エピペン」研修、救命救急士等が担当する普通救命講習の機会を利用した「エピペン」研修(手技に限る)を実施してほしい。

- ●発症予防を重視し、健やかな成長ができるよう、保健指導を公衆衛生上の課題と位置付けて取り組んでほしい。
- ●国のアレルギー疾患対策基本方針が今年3月に改正され、「発症予防」が追加され、同指針に記載されているとおり、市町村保健センター等で実施する両親学級や乳幼児健康検査等の母子保健事業の機会を捉えて、妊婦や乳幼児の保護者等に対する保健指導、アレルギーに関することを取り組むほしい。
- ●アレルギーは生活そのものなので、多様な面からのアプローチが必要。予防できるところは予防した方がよく、両親教室などでスキンケアの重要性などを啓発することは必要。
- ●アレルギー疾患に関する両立支援は大変重要。国のガイドラインには、がん、脳卒中、肝疾患、難病の記述はあるが、アレルギー疾患に関して記述はない。ぜん息やアトピー性皮膚炎患者が定期受診できる環境づくりが必要。私学においては、定期受診のために学校を欠席すると受験が不利になる扱いをされる場合があり、不利にならない扱いが必要。
- ●川崎市において講演会等を開催するにあたって、最新の情報に精通した臨床力のある講師を招聘 し、市民等に提供してほしい。
- ●発症・重症化予防の理解、不適切な検査(IgG抗体検査)などアレルギービジネスから自分を守るため、正しい病態理解と適切な対応をしってもらいたい。
- ●「生活の質」が向上するよう、適切な受診と服薬などアドヒアランス向上を図ることが重要。
- ●川崎市に立地する環境再生保全機構と連携・活用した講演などの取組を進めてほしい。
- ●特定原材料表示や「外食・中食」の実態などの食品表示の理解や災害への備え(自助)も重要。
- ●食品表示に関して違反があった場合、保健所が適切に対応していることを、一般の方に情報提供することが重要。
- ●食物アレルギーに関して、血液検査結果が陽性であっても、専門医療機関で検査して、実は食べられるとの事例が多くあった。

4 その他

- ●川崎市として医療提供体制、患者支援策、保健指導の推進、災害対策などを含んだ計画があっても 良いのではないか。また、取組を評価し定期的に見直す仕組みを作る必要があるのではないか。
- ●川崎市全体のアレルギー疾患の状態がどうなっているか把握していくことが重要。学校や保育園におけるアレルギー疾患に関する疫学的なデータを毎年把握していくことは重要。

- ●保育園や学校において、市としてのアレルギーのガイドラインに基づく対応についての調査結果があれば次回部会で見せてもらいたい。
- ●行政との連携として、災害に対する準備、地域住民への啓発も重要。また、学校や保育園などを管理する部門と、医療が連携して適切な対応を取ることが重要。
- ●小中学校に災害時のために備蓄している食料はアレルギーに対応しているのか。 (事務局:地震などの災害に備えてアレルギー対応のアルファ化米を備蓄している。)
- ●「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」にあるアレルギー対策の確実な実施が 必要。
- ●災害時の「保健医療調整機能」の構築、アレルギー対応の位置付け、防災部門と保健部門の連携体制が必要。
- ●アレルギー患者を含む「要配慮者」対策の推進が必要。
- ●アレルギーに対応した備蓄・流通備蓄(品目、量、場所の検討)の推進、備蓄情報の公開(市HP、 医療機関など)が必要。
- ●日本栄養士会(災害時:特殊栄養食品ステーション、JDA-DAT)との連携が必要。
- ●市民への災害に備えるための自助の啓発が必要。
- ●小児ぜん息患者医療費支給事業(負担ゼロ)」と「成人ぜん息患者医療費助成制度(1割負担)」は、 妥当性や他の慢性疾患患者支援との公平性の観点から見直す必要があるのではないか。
- ●高価で非常に効く生物製剤もあるが、大半の患者は近年の治療や薬剤の進歩(合剤など)により症状をコントロールできる。助成は一方で必ずしも必要のない生物製剤など高価な薬剤の使用や、薬剤だけに頼る患者のアドヒアランス不足を助長する懸念はないか。「医療の質」、患者教育の視点からの取組を重視すべきではないか。他の疾患と同様に高額療養費制度、小児医療費の助成でカバーすることでよいのではないか。アレルギー疾患対策は食物アレルギーやアトピー性皮膚炎、鼻炎・結膜炎、社会的な支援など幅広い。予算はそうしたアレルギー疾患対策全般の充実に向けるべきではないか。
- ●ぜん息に関して医療費助成が手厚くされているが、ぜん息ばかりでなく多様なところに手を広げていく必要がある。難病の際にも対象を広げていこうという考え方があった。アレルギー疾患に多くの方がかかっているので、重篤な方に手を伸ばしていくような医療費対策の検討が必要。
- ●ぜん息が特別なものということについて、考え直すべきものは考え直すべきと思う。

- ●最近では、生物学的製剤が出てきたことにより、難治性の疾患に対しても的確に使うことで、コントロールできるようになってきた。難治性の患者には使った方がよいものの、金銭的な問題で使えないことがある。
- ●川崎市におけるぜん息の医療費助成について、メリット・デメリットがある。今、大気汚染が改善した日本の状況において、大気汚染の時代は終わっている。ぜん息の有症率を調べても川崎市が全国に比べて決して高いわけではない。手厚い医療費助成のもとでは、安易に高価な薬が過剰に使われてしまうリスクがある。適正な医療を行う上で医療が無料であることは基本的に好ましい状況ではない。助成について、良い面と悪い面があり、バランスをとることは難しいが、元々、ぜん息・公害というところから発生してきたなかで、適正な体制にしていくか、長期なビジョンで考えていく必要がある。

「アレルギー疾患対策の方向性」の答申骨子(案)について

- 1 背景
- 2 現状と課題
- 3 アレルギー疾患対策の方向性(提言)
 - ① 医療提供体制等について
 - ② 人材育成について
 - ③ 情報提供・相談支援・環境づくりについて
 - 4
 その他
 (※項目は仮)



- ◎第1回・第2回保健部会における委員からの意見を取りまとめの上、 第3回保健部会において、答申(たたき台)を提示
- ◎答申(たたき台) について、盛り込むべき内容を追加審議



◎第4回保健部会において、答申(案)を取りまとめ